

# 条例議案参考資料

(議案第149号～議案第164号)

令和7年第3回(9月)川口市議会定例会

## 令和7年第3回（9月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第149号参考資料	川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第150号参考資料	川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3
議案第151号参考資料	川口市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表……………	7
議案第152号参考資料	川口市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表……………	14
議案第153号参考資料	川口市事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	31
議案第154号参考資料	川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	33
議案第155号参考資料	川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部 を改正する条例案新旧対照表……………	35
議案第156号参考資料	川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	37
議案第157号参考資料	川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例案新旧対照表……………	40
議案第158号参考資料	川口市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	41
議案第159号参考資料	川口市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	42
議案第160号参考資料	川口市学校給食条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	43
議案第161号参考資料	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	44

議案第162号参考資料	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表	46
議案第163号参考資料	川口市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表	48
議案第164号参考資料	川口市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表	51

議案第149号参考資料

川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成5年条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>30円73銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に<u>609、690円</u>を加えた</p>	<p>（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）</p> <p>第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>28円35銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に<u>586、905円</u>を加えた</p>

金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。



則で定める者を含む。第18条の2第1項第3号を除き、以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第18条の3第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、川口市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第7号)第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措

則で定める者を含む。\_\_\_\_\_以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者\_\_\_\_\_で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 川口市職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

議案第151号参考資料

川口市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 勤務日の日数_____を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ）</p> <p>（第1号部分休業の承認）</p> <p>第21条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の_____規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業_____の承認）</p> <p>第21条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（勤務時間等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p>

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間等に関する条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間等に関する条例第15条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号

る。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間等に関する条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間等に関する条例第15条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第23条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。次項において同じ。)の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が部分休業\_\_\_\_\_の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

○ 現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年条例第58号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与の減額） 第16条（略） 2 現業職員が部分休業（当該現業職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該現業職員が大学等における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該現業職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該現業職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>（給与の減額） 第16条（略） 2 現業職員が部分休業（当該現業職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の_____一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該現業職員が大学等における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該現業職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該現業職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

○ 川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第62号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与の減額）            第15条（略）            2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。            3 （略）</p>	<p>（給与の減額）            第15条（略）            2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の_____一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。            3 （略）</p>

○ 川口市医療センター企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第33号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与の減額）            第21条（略）            2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。            3 （略）</p>	<p>（給与の減額）            第21条（略）            2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の_____一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。            3 （略）</p>

議案第152号参考資料

川口市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の旅費に関する条例（昭和42年条例第8号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行をいう。</u></p> <p><u>(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</u></p> <p><u>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（出張命令権者等（第4条第1項に規定する出張命令権者等をいう。以下この号において同じ。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者等が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所、居所その他出張命令権者等が認める場所を離れて旅行することをいう。</u></p> <p><u>(5) 赴任 新たに採用された職員（市の要請に応じて国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他市長が特に必要と認める職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行（内国旅行に限る。以下この号において同じ。）をし、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行をすることをいう。</u></p> <p><u>(6) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</u></p> <p><u>(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに死亡当時職</u></p>	<p>（定義）            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 赴任 転任を</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 命ぜられた職員</p> <p>がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署へ旅行する _____ ことをいう。</p>

員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張又は赴任（以下「出張等」という。）をした場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張等のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(2) 職員が出張等のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(4) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第3号に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として出張をした場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、1の旅行区間の距離が1.4キロメートル未満の旅行については、当該各項の規定による旅費は、支給しない。ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務（同表の適用を受けない者については、規則で定めるこれに相当する職務）をいうものとする。

3 前2項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）の例による。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員以外の者が、市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため出張した場合には、その者に対し旅費を支給する。

3 前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に出張若しくは赴任の命令若しくは出張の依頼（以下「出張命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該出張又は赴任のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により同条第1項に規定する出張命令等の変更（取消しを含む。同条第3項及び第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張等のための旅行中に天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（出張命令等）

第4条 出張等は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は出張の依頼を行う者（以下「出張命令権者等」という。）の発する出張等の命令又は出張の依頼（以下「出張命令等」という。）によって行われなければならない。

2 出張命令権者等は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者等は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による当該出張命令等を受けた者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 出張命令権者等は、出張の命令若しくは依頼を行い、又はその変更をするときは、出張命令簿又は出張依頼簿（以下この条において「出張命令簿等」という。）に規則で定める事項を記載し、これを当該出張の命令又は依頼を受ける者に提示して行わなければならない。ただし、出張命令簿等に当該事項を記載するいとまがない場合は、この限りでない。

5 出張命令権者等は、前項ただし書の規定により出張命令簿等の記載をしなかった場合には、速やかに出張命令簿等に同項に規定する事項を記載しなければならない。

（出張命令等）

第4条 出張又は赴任（以下「出張等」という。）は、任命権者又は出張の依頼を行う者（以下「任命権者等」という。）の発する出張命令等によって行われなければならない。

2 任命権者等は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 任命権者等は、出張命令等（赴任の命令を除く。）を発し、又はこれを変更するには、出張命令簿等に当該出張に関する事項を記載し、これを当該出張者に提示して行わなければならない。ただし、市内へのお出張の場合には、口頭により出張命令等を発し、又は変更することができる。

6 第4項本文の規定にかかわらず、市内への出張の場合には、出張命令権者等は、口頭により出張の命令若しくは依頼を行い、又は変更をすることができる。

7 赴任の命令の方法\_\_\_\_\_は、任命権者が別に定める。  
(出張命令等に従わない出張等)

第5条 出張をする者及び赴任をする者(以下「出張者等」という。)は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等(前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って出張等をする事ができない場合には、あらかじめ出張命令権者等に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2 出張者等は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わないで出張等をした後、速やかに出張命令権者等に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 出張者等が、前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで出張等をしたときは、当該出張者等は、出張命令等に従った限度の出張等に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、出張等に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第20条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により出張等をした場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張等をし難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする出張者等及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者等でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、当該旅費の支出又は支払をする者に提出しな

4 赴任の命令の方法及び出張命令簿等の様式は、任命権者が別に定める。  
(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び出張雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ実費額により支給する。

6 日当は、出張又は赴任中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、出張又は赴任中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12 出張雑費は、出張に伴う雑費について、1日当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は\_\_\_\_\_、最も経済的な通常の経路及び方法により出張等をした場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は災害その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張等をし難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする出張者又は赴任者(以下「出張者等」という。)及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者等でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて提出し

なければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 (略)

3 第1項に規定する旅費の支出又は支払をする者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項に規定する必要な資料の種類、請求書の記載事項、第2項及び前項に規定する期間その他必要な事項は、規則で定める。

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容は、次条から第20条までに定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1

なければならない。

2 (略)

3 第1項に規定する請求書の様式及び前項に規定する期間は、規則で定める。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）並びに次に掲げる急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) 急行料金を徴する線路による出張等の場合には、運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(2) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張等をする場合には、運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張等をする場合には、運賃及び第1号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項各号に規定する急行料金、特別車両料金及び座席指定料金は、路程が200キロメートル以上の出張等で、任命権者等が必要と認め、かつ、現にこれらを利用する場合に限り支給する。ただし、緊急を要する出張等の場合については、路程が200キロメートル未満の出張等であっても急行料金を支給することができる。

(船賃)

第9条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による出張等の場合には、上級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による出張等の場合には、上級の運賃

号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

3 第1項第2号に掲げる急行料金、同項第4号に掲げる座席指定料金及び同項第5号に掲げる特別車両料金は、路程が200キロメートル以上の出張等について、同一列車の乗車区間が30キロメートル以上となる場合に限り支給する。ただし、出張命令権者等が緊急を要すると認める場合は、この限りでない。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船

(3) 運賃の等級を設けない船舶による出張等の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による出張等をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による出張等をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第10条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

舶により移動するときは、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された航空機により長時間にわたる移動として規則で定めるもの(以下この項において「特定航空移動」という。)をするときは、最上級(運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をする場合は、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外の交通手段を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 その他の交通費は、陸路(鉄道を除く。)旅行において、徒歩により移動する

(車賃)

第11条 車賃の額は、市長が別に定める基準による額とする。

(日当)

第12条 日当の額は、別表第1の定額による。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、日当を支給しない。

(1) 路程が鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の出張等(次号に規定する出張を除く。)

(2) 第18条第3項の規定により出張雑費が支給される出張

2 鉄道、水路又は陸路にわたる出張等については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

ものとした場合の距離が1.4キロメートル以上となる場合（市長が別に定める場合を除く。）に支給する。ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、出張等のための旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜につき、内国旅行にあつては19,000円とし、外国旅行にあつては別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る前条に規定する宿泊費の額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う出張等に必要の諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たりの定額とし、内国旅行にあつては2,400円とし、外国旅行にあつては別表のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の2分の1の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 零

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、内国旅行にあつては2,400円とし、外国旅行にあつてはその移動の到着地に応じ、別表のとおりとする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、これを支給しない。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に掲げる場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる場合の区

（宿泊料）

第13条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は災害その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

（食卓料）

第14条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃又は航空賃のほかに別に食費を要する場合に限り支給する。

（移転料）

第15条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

（着後手当）

第16条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

分に応じ、当該各号に定める方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合 複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 赴任をする者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合 当該運送に要する額（その額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額）を転居費の額とする方法

2 前項の算定に当たっては、市費による支給が適当でない費用として市長が別に定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(扶養親族移転料)

第17条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第15条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの移転につい

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合 家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当並びに着後滞在費の合計額に相当する額  
(2) 前号に掲げる場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合 同号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者等は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に掲げる場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、930,000円とする。

(特別職職員と同行した場合の旅費額)

て前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(出張雑費)

第18条 出張雑費の額は、別表第1の定額による。

2 出張雑費は、路程が鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の出張（市内に出張する場合を除く。）の場合に限り支給する。

3 前項の規定にかかわらず、公用自動車による本庁舎から半径50キロメートル以内の地域へのお出張（市内に出張する場合を除く。）の場合には、出張雑費を支給する。ただし、規則で定める施設に勤務する職員については、公用自動車による当該施設から半径50キロメートル以内の地域へのお出張（当該施設が設置されている市町村の地域に出張する場合を除く。）の場合に、出張雑費を支給する。

(外国旅費)

第19条 職員が外国へ出張する場合には、旅費法に準じて市長が定める額を旅費として支給する。

(特別職職員と同行した場合の旅費額)

第21条 職員が特別職職員と同行して出張をした場合には、当該職員に対し、第9条から前条までの規定にかかわらず、同行した特別職職員と同額の旅費を支給する。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張等の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第23条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張等の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項に規定する旅費の支給を受ける遺族の順位は、第2条第7号に掲げる順序による。

(証人等の旅費)

第24条 第3条第4項 の規定により支給する旅費は、職員の出張の例に準じて計算した旅費とする。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比

第20条 職員が特別職職員と同行して出張した場合には、当該職員に対し、前各条 の規定にかかわらず、同行した特別職職員と同額の旅費を支給する。

(職員以外の者の旅費)

第21条 職員以外の者について、第3条第2項の規定により支給する旅費は、職員の出張の例に準じて計算した旅費とする。

較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第26条 市長は、出張者等が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該出張等における特別の事情により又は当該出張等の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に出張等の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 市長は、出張者等がこの条例の規定による旅費により出張等を行うことが当該出張等における特別の事情により又は当該出張等の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第27条 市長は、出張者等がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

第28条 (略)

別表(第13条、第15条関係)

(略)

(旅費の調整)

第22条 市長は、職員等が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張等をした場合その他当該出張等における特別の事情により、又は当該出張等の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には著しく出張等の実費を超える旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第23条 (略)

別表第1(第12条、第13条、第14条、第18条関係)

(略)

別表第2(第15条関係)

種別	区分	旅費の額		
		1級から3級までの職務にある者	4級及び5級の職務にある者	6級から8級までの職務にある者
移転料	鉄道50キロメートル未満	93,000円	107,000円	126,000円
	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	107,000円	123,000円	144,000円
	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	132,000円	152,000円	178,000円

鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	163,000円	187,000円	220,000円
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	216,000円	248,000円	292,000円
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	227,000円	261,000円	306,000円
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	243,000円	279,000円	328,000円
鉄道2,000キロメートル以上	282,000円	324,000円	381,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

○ 川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和42年条例第4号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（費用弁償）</u>            第5条 議会の議員が公務のため出張したときは、費用弁償として鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当を支給し、その額は、<u>次の各号に掲げる費用弁償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>  <u>(1) 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当 別表第2に定める額</u>  <u>(2) 宿泊費 別表第3に定める額</u>            2 (略)</p> <p><u>（支給方法）</u>            第6条 <u>前条</u>に定めるもののほか、議会の議員に支給する費用弁償の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。            第7条 (略)</p> <p><u>別表第2（第5条関係）</u>  <u>（略）</u>  <u>別表第3（第5条関係）</u>  <u>（略）</u></p>	<p><u>（費用弁償）</u>            第5条 議会の議員が公務のため出張したときは、費用弁償として鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料及び食卓料</u>  <u>を</u>支給し、その額は、<u>別表第2のとおり</u>  <u>とする。</u></p> <p>2 (略)  <u>第6条 議会の議員が公務のため外国へ出張したときは、前条の規定にかかわらず、費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中の指定職の職務にある者の例による。</u>  <u>（支給方法）</u>  <u>第7条 前2条</u>に定めるもののほか、議会の議員に支給する費用弁償の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。  <u>第8条 (略)</u></p> <p><u>別表第2（第5条関係）</u>  <u>（略）</u></p>

○ 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和42年条例第5号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（旅費）</u>            第11条（略）            2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、次の各号に掲げる旅費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>  <u>(1) 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当 別表第2に定める額</u>  <u>(2) 宿泊費 別表第3に定める額</u></p> <p><u>第12条～第14条（略）</u></p> <p><u>別表第2（第11条関係）</u>  <u>（略）</u></p> <p><u>別表第3（第11条関係）</u>  <u>（略）</u></p>	<p><u>（旅費）</u>            第11条（略）            2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料及び食卓料</u>  <u>とし、その額は、別表第2のとおり</u>  <u>とする。</u></p> <p><u>第12条 市長等が公務のため外国へ出張したときは、前条の規定にかかわらず、旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中の指定職の職務にある者の例による。</u></p> <p><u>第13条～第15条（略）</u></p> <p><u>別表第2（第11条関係）</u>  <u>（略）</u></p>

○ 川口市実費弁償に関する条例（昭和42年条例第9号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行										
<p>（実費弁償）</p> <p>第2条 次に掲げる者に対し、_____実費弁償を支給する。</p> <p>(1) ～(9) (略)</p> <p>(10) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により審理員若しくは審査庁の求めに応じ出頭した参考人若しくは鑑定人又は同法第81条第3項において準用する_____同法第74条の規定により川口市情報公開・個人情報保護等審査会の求めに応じ出頭した者</p> <p>(11) (略)</p> <p><u>2 実費弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、川口市職員の旅費に関する条例（昭和42年条例第8号）の規定により職員に支給する旅費の額に相当する額とする。</u></p>	<p>（実費弁償）</p> <p>第2条 次に掲げる者に対し、<u>別表に定める</u>実費弁償を支給する。</p> <p>(1) ～(9) (略)</p> <p>(10) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により審理員若しくは審査庁の求めに応じ出頭した参考人若しくは鑑定人又は同法第81条第3項<u>の規定により読み替えて準用する</u>同法第74条の規定により川口市情報公開・個人情報保護等審査会の求めに応じ出頭した者</p> <p>(11) (略)</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1169 1010 1921 1399"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>実 費 弁 償 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道賃又は船賃</td> <td rowspan="3">一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額</td> </tr> <tr> <td>航空賃</td> </tr> <tr> <td>車賃</td> </tr> <tr> <td>日 当 (1日につき)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>宿 泊 料 (1夜につき)</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	実 費 弁 償 の 額	鉄道賃又は船賃	一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額	航空賃	車賃	日 当 (1日につき)	3,000円	宿 泊 料 (1夜につき)	15,000円
種 別	実 費 弁 償 の 額										
鉄道賃又は船賃	一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額										
航空賃											
車賃											
日 当 (1日につき)	3,000円										
宿 泊 料 (1夜につき)	15,000円										

食卓料 (1夜につき)	3,000円
----------------	--------

議案第153号参考資料

川口市事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市事務手数料条例（昭和51年条例第10号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料の額等）</p> <p>第2条 手数料の種類及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 納税に関する証明 1件につき <u>400円</u></p> <p>(2) 公課に関する証明 同 <u>400円</u>（キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を經由して市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）により証明書の交付を行う場合にあっては、<u>200円</u>）</p> <p>(3) 固定資産に関する証明 同 <u>400円</u></p> <p>(4) 事業に関する証明 同 <u>400円</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 市道路、準用河川及び法定外公共物と民有地との境界測量 1件につき <u>3,000円</u></p> <p>(8) 市道路、準用河川及び法定外公共物と民有地との境界確認に関する証明 同 <u>400円</u></p> <p>(9) 市道路の幅員に関する証明 同 <u>400円</u></p> <p>(10) その他の諸証明 同 <u>400円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>（手数料の件数の計算方法等）</p> <p>第3条 手数料の件数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>（手数料の額等）</p> <p>第2条 手数料の種類及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 納税に関する証明 1件につき <u>200円</u></p> <p>(2) 公課に関する証明 同 <u>200円</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 固定資産に関する証明 同 <u>200円</u></p> <p>(4) 事業に関する証明 同 <u>200円</u></p> <p>(5) 納税管理人に関する証明 同 <u>200円</u></p> <p>(6) 公簿、公文書及び図面に関する証明 同 <u>200円</u></p> <p>(7) 公簿、公文書及び図面の閲覧 同 <u>200円</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) 市道路、準用河川及び法定外公共物と民有地との境界測量 1件につき <u>1,500円</u></p> <p>(11) 市道路、準用河川及び法定外公共物と民有地との境界確認に関する証明 同 <u>200円</u></p> <p>(12) 市道路の幅員に関する証明 同 <u>200円</u></p> <p>(13) その他の諸証明 同 <u>200円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>（手数料の件数の計算方法等）</p> <p>第3条 手数料の件数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 固定資産に関する証明は、1年度ごとに、土地は1筆、建物は1棟  
をもって 1件とし、1筆又は1棟を増すごとに100円を加える。

(3) (略)

2・3 (略)

(手数料の減免)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料（第2条第2項及び第3項  
の手数料を除く。）を徴収しない。ただし、キオスク端末を利用する方法により  
申請があった場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2～5 (略)

(2) 固定資産に関する証明は、土地にあつては2筆、建物にあつ  
ては2棟までを1件とし、1筆又は1棟を増すごとに100円を加える。

(3) 公簿、公文書及び図面の閲覧は、公簿にあつては1冊、公文書にあつては1  
事件、図面にあつては1枚をもって1件とする。

(4) (略)

2・3 (略)

(手数料の減免)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料（第2条第2項及び第3項  
の手数料を除く。）を徴収しない。

(1)～(4) (略)

2～5 (略)

議案第154号参考資料

川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市戸籍法等関係事務手数料条例（平成12年条例第15号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（住民基本台帳法に関する事務の手数料の額）</p> <p>第3条 住民基本台帳法に基づき市長に証明書の交付の請求等をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づく住民票（同法第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう_____。）の閲覧手数料 <u>閲覧の対象となる者1人につき 200円</u></p> <p><u>(2) 住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付手数料 1通につき 400円（キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を經由して市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては、200円）</u></p> <p><u>(3) 住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料 同 400円（キオスク端末により交付する場合にあっては、200円）</u></p> <p><u>(4) 住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付手数料 同 400円</u></p> <p><u>(5) 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づく除票の写しの交付手数料 同 400円</u></p> <p><u>(6) 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付手数料 同 400円（キオスク端末により交付する場合にあ</u></p>	<p>（住民基本台帳法に関する事務の手数料の額）</p> <p>第3条 住民基本台帳法に基づき市長に証明書の交付の請求等をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づく住民票（同法第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。次号において同じ。）の閲覧手数料 <u>1件 _____につき 200円</u></p> <p><u>(2) 住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づく住民票を編成した簿冊の閲覧手数料 1冊につき 2,000円</u></p> <p><u>(3) 住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付手数料 1通につき 200円</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(4) 住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料 同 200円</u></p> <p><u>(5) 住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付手数料 同 200円</u></p> <p><u>(6) 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づく除票の写しの交付手数料 同 200円</u></p> <p><u>(7) 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付手数料 同 200円</u></p>

っては、200円)

(7) 住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 同 400円

(川口市印鑑条例に関する事務の手数料の額)

第4条 川口市印鑑条例に基づき市長に証明書の交付の申請等をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 川口市印鑑条例第8条の規定に基づく印鑑登録証の交付手数料 1枚につき 400円

(2) 川口市印鑑条例第10条の規定に基づく印鑑登録証の引替交付手数料 同 400円

(3) 川口市印鑑条例第15条及び第16条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 400円 (キオスク端末により交付する場合には、200円)

(その他の証明に関する事務の手数料の額)

第5条 次の各号に掲げる証明書の交付の申請をしようとする者は、当該各号に定める手数料を市に納付しなければならない。

(1) 身分に関する証明書 1通につき 400円

(2) 不在に関する証明書 同 400円

(3) 埋火葬に関する証明書 同 400円

(4) 戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書 同 400円

(手数料の徴収時期)

第6条 手数料は、請求又は申請のとき徴収する。ただし、第3条第1号に掲げる手数料については、閲覧のとき徴収する。

(手数料の免除)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。ただし、キオスク端末を利用する方法により請求又は申請があった場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

(8) 住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 同 200円

(川口市印鑑条例に関する事務の手数料の額)

第4条 川口市印鑑条例に基づき市長に証明書の交付の申請等をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 川口市印鑑条例第8条の規定に基づく印鑑登録証の交付手数料 1枚につき 200円

(2) 川口市印鑑条例第10条の規定に基づく印鑑登録証の引替交付手数料 同 200円

(3) 川口市印鑑条例第15条及び第16条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 200円

(その他の証明に関する事務の手数料の額)

第5条 次の各号に掲げる証明書の交付の申請をしようとする者は、当該各号に定める手数料を市に納付しなければならない。

(1) 身分に関する証明書 1通につき 200円

(2) 不在に関する証明書 同 200円

(3) 埋火葬に関する証明書 同 200円

(4) 戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書 同 200円

(手数料の徴収時期)

第6条 手数料は、請求又は申請のとき徴収する。

(手数料の免除)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。

(1)～(4) (略)

議案第155号参考資料

川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成30年条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の届出）</p> <p>第3条 国及び地方公共団体以外の者は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業（前条第1項第5号に掲げる事業を除く。<u>第23条において同じ。</u>）を經營しようとするときは、その事業の開始前に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p>第19条 事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、<u>この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 事業者及びその職員は、交付、説明その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</u></p> <p>第20条・第21条 (略)</p>	<p>（被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の届出）</p> <p>第3条 国及び地方公共団体以外の者は、被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業（前条第1項第5号に掲げる事業を除く_____。）を經營しようとするときは、その事業の開始前に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第19条・第20条 (略)</p>

(罰則)

第22条 (略)

第23条 第3条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業を経営した者は、300,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(罰則)

第21条 (略)

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても同条の罰金刑を科する。

議案第156号参考資料

川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第22号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p><u>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により同項の精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有するもの</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>（助成の対象）</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）若しくは社会保険各法による被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市から障害者総合支援法第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス等に対する介護給付費若しくは訓練等給付費の支給を受け、又は<u>障害者総合支援法第30条第1項の規定により、指定障害福祉サービス等若しくは基準該当障害福祉サービスに対する特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害福祉サービス事業者等の運営する施設又は住居に入所し、入院し、又は入居している者</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>（助成の対象）</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）若しくは社会保険各法による被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市から障害者総合支援法第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス等に対する介護給付費若しくは訓練等給付費の支給を受け、又は<u>同法第30条第1項の規定により、指定障害福祉サービス等若しくは基準該当障害福祉サービスに対する特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害福祉サービス事業者等の運営する施設又は住居に入所し、入院し、又は入居している者</u></p>

(3) ～(12) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな  
い。

(1) ～(3) (略)

(4) 65歳に達する日後に重度心身障害者となった者（前条第5号に規定する重  
度心身障害者であって、65歳に達する日以前に高齢者の医療の確保に関する  
法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあったと市長が認めるものを除く。  
）

(5) 前条第4号に該当する者（同条第1号、第2号又は第5号に該当する者を除  
く。）であって、川口市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第  
38号）又は川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条  
例第35号）に基づき医療費の支給を受けることができるもの（同条例第6条  
第1項の規定により医療費が支給されない者を除く。）

(6) 他の地方公共団体から次に掲げる事業に相当する事業により医療に関する給  
付を受けることができる者

ア (略)

イ 川口市子ども医療費の支給に関する条例 \_\_\_\_\_ に基  
づき医療費の支給を行う事業

ウ 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ に基づき医療費の支給を行う事業

(医療費の助成)

第7条 市長は、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による  
被保険者又は社会保険各法による被保険者等が、受給資格登録者に係る医療費（  
次に掲げる

\_\_\_\_\_ 医療費を除く。以下この項において同じ。）

のうち国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規  
定により負担すべき額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）  
から法令の規定による医療に関する給付及びそれ以外の医療に関する給付であつ

(3) ～(12) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな  
い。

(1) ～(3) (略)

(4) 65歳に達する日後に重度心身障害者となった者（前条第4号に規定する重  
度心身障害者であって、65歳に達する日以前に高齢者の医療の確保に関する  
法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあったと市長が認めるものを除く。  
）

(5) 他の地方公共団体から次に掲げる事業に相当する事業により医療に関する給  
付を受けることができる者

ア (略)

イ 川口市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第38号）に基  
づき医療費の支給を行う事業

ウ 川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第35  
号）に基づき医療費の支給を行う事業

(医療費の助成)

第7条 市長は、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による  
被保険者又は社会保険各法による被保険者等が、受給資格登録者に係る医療費（  
第2条第3号に該当する者（同条第1号、第2号又は第4号に該当する者を除く。  
）が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病  
床に入院したときの当該入院に係る医療費を除く。）の

\_\_\_\_\_ うち国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規  
定により負担すべき額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）  
から法令の規定による医療に関する給付及びそれ以外の医療に関する給付であつ

て国又は地方公共団体の負担によるものに係る額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額に係るものを除く。）を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。ただし、受給資格登録者に係る医療費に対する付加給付があるときは、助成額から当該付加給付の額を控除した額を助成する。

(1) 第2条第3号に該当する者（同条第1号、第2号又は第5号に該当する者を除く。）が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの当該入院に係る医療費

(2) 第2条第4号に該当する者（同条第1号、第2号又は第5号に該当する者を除く。）が障害者総合支援法第58条第1項に規定する指定自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）を受けたときの当該指定自立支援医療に係る医療費以外の医療費

2 （略）

て国又は地方公共団体の負担によるものに係る額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額に係るものを除く。）を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。ただし、受給資格登録者に係る医療費に対する付加給付があるときは、助成額から当該付加給付の額を控除した額を助成する。

2 （略）

議案第157号参考資料

川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第78号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（診療の方針）            第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによる。            （1）～（5）（略）            （6）介護医療院基準第18条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第18項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。</p>	<p>（診療の方針）            第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによる。            （1）～（5）（略）            （6）介護医療院基準第18条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第17項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。</p>

議案第158号参考資料

川口市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立学校設置条例（昭和39年条例第25号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 中学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>川口市立芝園学園中学校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>川口市芝園町3番18号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>川口市立芝園学園中学校陽春分校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>川口市芝園町3番18号</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 （略）</p>	名 称	位 置	(略)		<u>川口市立芝園学園中学校</u>	<u>川口市芝園町3番18号</u>	<u>川口市立芝園学園中学校陽春分校</u>	<u>川口市芝園町3番18号</u>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 中学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>川口市立芝西中学校陽春分校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>川口市芝園町3番18号</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 （略）</p>	名 称	位 置	(略)		<u>川口市立芝西中学校陽春分校</u>	<u>川口市芝園町3番18号</u>	(略)	
名 称	位 置																
(略)																	
<u>川口市立芝園学園中学校</u>	<u>川口市芝園町3番18号</u>																
<u>川口市立芝園学園中学校陽春分校</u>	<u>川口市芝園町3番18号</u>																
名 称	位 置																
(略)																	
<u>川口市立芝西中学校陽春分校</u>	<u>川口市芝園町3番18号</u>																
(略)																	

議案第159号参考資料

川口市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市放課後児童クラブ条例（昭和41年条例第12号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（利用料）</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により承認を受けた者から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の利用料を徴収する。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税である世帯（4月から6月までの間にあっては前年度分の市町村民税が非課税である世帯）については、利用料を徴収しない。</p> <p>（1）通常時間の利用に係る利用料 児童1人につき月額<u>9,000円</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（利用料）</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により承認を受けた者から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の利用料を徴収する。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税である世帯（4月から6月までの間にあっては前年度分の市町村民税が非課税である世帯）については、利用料を徴収しない。</p> <p>（1）通常時間の利用に係る利用料 児童1人につき月額<u>7,000円</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>2・3 （略）</p>

議案第160号参考資料

川口市学校給食条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市学校給食条例（平成22年条例第42号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（学校給食の実施）</p> <p>第2条 本市は、法第4条の規定に基づき、川口市立小学校に在学する児童及び川口市立中学校（次に掲げる中学校 _____ を除く。）に在学する生徒（以下「児童生徒」という。）に対し学校給食を実施する。</p> <p><u>(1) 川口市立高等学校附属中学校</u></p> <p><u>(2) 川口市立芝園学園中学校</u></p> <p><u>(3) 川口市立芝園学園中学校陽春分校</u></p>	<p>（学校給食の実施）</p> <p>第2条 本市は、法第4条の規定に基づき、川口市立小学校に在学する児童及び川口市立中学校（<u>川口市立高等学校附属中学校</u>を除く。）に在学する生徒（以下「児童生徒」という。）に対し学校給食を実施する。</p>

議案第161号参考資料

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案						現 行							
別表第1（第35条、第36条関係）						別表第1（第35条、第36条関係）							
1 廃棄物処理手数料						1 廃棄物処理手数料							
種別	取扱区分		単位	収集及び運搬に関する手数料	処分に関する手数料	備考	種別	取扱区分		単位	収集及び運搬に関する手数料	処分に関する手数料	備考
(略)						(略)							
その他の廃棄物	家庭系廃棄物	(略)	重量10キログラムにつき	/	<u>150円</u>	(略)	その他の廃棄物	家庭系廃棄物	(略)	重量10キログラムにつき	/	<u>100円</u>	(略)
	市の処理施設に搬入されるもの（特定処理廃棄物を除く。）				<u>310円</u>	事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物		<u>220円</u>					
2 動物死体処理手数料						2 動物死体処理手数料							
種別	取扱区分	単位	収集及び運搬に関する手数料	処分に関する手数料	備考	種別	取扱区分	単位	収集及び運搬に関する手数料	処分に関する手数料	備考		
動物の死体	犬、猫及びその他の動物	1体につき	<u>5,610円</u>	<u>5,240円</u>	(略)	動物の死体	犬、猫及びその他の動物	1体につき	<u>1,140円</u>	<u>4,380円</u>	(略)		
別表第2（第47条関係）						別表第2（第47条関係）							

区 分	1件当たりの手数料の額
法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可	<u>6,000円</u>
法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新	<u>6,000円</u>
法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可	<u>6,000円</u>
法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新	<u>6,000円</u>
法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可	<u>6,000円</u>
法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可	<u>6,000円</u>
(略)	
浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可	<u>6,000円</u>
(略)	

区 分	1件当たりの手数料の額
法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可	<u>4,400円</u>
法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新	<u>4,400円</u>
法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可	<u>4,400円</u>
法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新	<u>4,400円</u>
法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可	<u>4,400円</u>
法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可	<u>4,400円</u>
(略)	
浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可	<u>4,400円</u>
(略)	

議案第162号参考資料

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づく建築基準法（昭和25年法律第201号）、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に規定する事務その他これらに係る事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>の規定に基づく許可の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第4条 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59</u>の規定に基づき市長に容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請をしようとする者は、1件につき160,000円の手数料を市に納付しなければならない。</p> <p>（建築台帳の記載事項を証する書面及び道路調書の交付申請に係る手数料の額等）</p> <p>第8条 建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事項を証する書面の交付を市長に申請しようとする者は、1件につき<u>600円</u>の手数料を市に納付しなければならない。</p> <p>2 道路調書（建築基準法第42条に規定する道路の種別その他規則で定める事項を記載した書面をいう。）の交付を市長に申請しようとする者は、1件につき<u>600円</u>の手数料を市に納付しなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づく建築基準法（昭和25年法律第201号）、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に規定する事務その他これらに係る事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>の規定に基づく許可の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第4条 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条</u>の規定に基づき市長に容積率_____の特例の許可の申請をしようとする者は、1件につき160,000円の手数料を市に納付しなければならない。</p> <p>（建築台帳の記載事項を証する書面及び道路調書の交付申請に係る手数料の額等）</p> <p>第8条 建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事項を証する書面の交付を市長に申請しようとする者は、1件につき<u>400円</u>の手数料を市に納付しなければならない。</p> <p>2 道路調書（建築基準法第42条に規定する道路の種別その他規則で定める事項を記載した書面をいう。）の交付を市長に申請しようとする者は、1件につき<u>400円</u>の手数料を市に納付しなければならない。</p>

(道路位置指定図面及び建築計画概要書等の写しの交付申請に係る手数料の額等)

第9条 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る図面の写しの交付を市長に申請しようとする者は、1件につき600円の手数料を市に納付しなければならない。

2 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の3第1項に規定する建築計画概要書(当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。)、築造計画概要書(当該築造計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。)、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書又は全体計画概要書の写しの交付を市長に申請しようとする者は、それぞれ1件につき600円の手数料を市に納付しなければならない。

(道路位置指定図面及び建築計画概要書等の写しの交付申請に係る手数料の額等)

第9条 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る図面の写しの交付を市長に申請しようとする者は、1件につき400円の手数料を市に納付しなければならない。

2 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の3第1項に規定する建築計画概要書(当該建築計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。)、築造計画概要書(当該築造計画に係る同項に規定する処分等概要書を含む。)、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書又は全体計画概要書の写しの交付を市長に申請しようとする者は、それぞれ1件につき400円の手数料を市に納付しなければならない。

議案第163号参考資料

川口市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第35号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																	
<p>（工事の施行）</p> <p>第10条 給水装置の工事は、市又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置の工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者（<u>同項ただし書の規定により給水装置の工事を施行する者を含む。次条第2項及び第31条第2項において同じ。</u>）が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、当該工事のしゅん工後直ちに管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>（料金）</p> <p>第22条 次項及び第3項に定めるものを除くほか、水道料金は、1月につき次の表に掲げる区分により算定した基本料金と従量料金の合計額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径 (ミリメートル)</th> <th rowspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金（1立方メートルにつき）</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">13</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1, 331円</td> <td>10立方メートルまでの分</td> <td style="text-align: right;">11円</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分</td> <td style="text-align: right;">222円20銭</td> </tr> </tbody> </table>	口径 (ミリメートル)	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）		使用水量	料金	13	1, 331円	10立方メートルまでの分	11円	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	222円20銭	<p>（工事の施行）</p> <p>第10条 給水装置の工事は、市又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者_____</p> <p>_____が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、当該工事のしゅん工後直ちに管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>（料金）</p> <p>第22条 次項及び第3項に定めるものを除くほか、水道料金は、1月につき次の表に掲げる区分により算定した基本料金と従量料金の合計額とする。<u>この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径 (ミリメートル)</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金（1立方メートルにつき）</th> </tr> <tr> <th>料金</th> <th>基本水量</th> <th>使用水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">13</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1, 111円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10立方メートルまで</td> <td>10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分</td> <td style="text-align: right;">173円 80銭</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分</td> <td style="text-align: right;">281円 60銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">1, 815円</td> <td style="text-align: center;">10立方</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	口径 (ミリメートル)	基本料金		従量料金（1立方メートルにつき）		料金	基本水量	使用水量	料金	13	1, 111円	10立方メートルまで	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	173円 80銭	20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	281円 60銭	20	1, 815円	10立方		
口径 (ミリメートル)			基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）																														
	使用水量	料金																																
13	1, 331円	10立方メートルまでの分	11円																															
		10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	222円20銭																															
口径 (ミリメートル)	基本料金		従量料金（1立方メートルにつき）																															
	料金	基本水量	使用水量	料金																														
13	1, 111円	10立方メートルまで	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	173円 80銭																														
			20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	281円 60銭																														
20	1, 815円	10立方																																

20	2, 211円	20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	358円60銭
		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	420円20銭
25	2, 882円	100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	477円40銭
		200立方メートルを超える分	532円40銭
30	4, 037円	100立方メートルまでの分	420円20銭
40	6, 490円	100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	477円40銭
50	16, 863円	200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	534円60銭
75	31, 614円	500立方メートルを超え 1, 000立方メートルまでの分	545円60銭
100	56, 210円	1, 000立方メートルを超える分	594円
150	140, 525円		
200	275, 781円		

- 2 公衆浴場用（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に使用するものをいう。）に水道を使用する場合の水道料金は、1月につき次の表に掲げる区分により算定した基本料金と従量料金の合計額とする。

(略)

- 3 特別給水（上下水道局構内において直接給水するものをいう。）する場合の水道料金は、1立方メートルにつき420円20銭により算定した額とする。
- 4 管理者は、共同住宅の水道料金について、使用者等から申請があったときは、当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、それぞれに第1項の水道料金表を適用して算定した額 \_\_\_\_\_ の合計額とすることができる。

		メートル まで	50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	330円
25	2, 343円	10立方 メートル まで	100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	376円 20銭
			200立方メートルを超える分	422円 40銭
30	3, 190円		100立方メートルまでの分	330円
40	5, 126円		100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	376円 20銭
50	13, 310円		200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	422円 40銭
75	24, 948円		500立方メートルを超え 1, 000立方メートルまでの分	431円 20銭
100	44, 352円		1, 000立方メートルを超える分	470円 80銭
150	110, 880円			
200	217, 602円			

- 2 公衆浴場用（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に使用するものをいう。）に水道を使用する場合の水道料金は、1月につき次の表に掲げる区分により算定した基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(略)

- 3 特別給水（上下水道局構内において直接給水するものをいう。）する場合の水道料金は、1立方メートルにつき330円 \_\_\_\_\_ により算定した額とする。
- 4 管理者は、共同住宅の水道料金について、使用者等から申請があったときは、当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、それぞれに第1項の水道料金表を適用して算定した額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）の合計額とすることができる。

5 前各項の規定により算定した水道料金の額（第27条第1項本文の規定により2月分の水道料金を徴収する場合にあっては、前各項の規定により算定した各月の水道料金を合算した額）に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（料金の徴収）

第27条 水道料金は、2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認め  
たときは、この限りでない。

2 （略）

（料金の徴収）

第27条 水道料金は、2月分をまとめて徴収する。

2 （略）

議案第164号参考資料

川口市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市下水道条例（昭和47年条例第27号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
(使用料) 第11条 (略) 2 使用料は、 <u>1月につき次の表に掲げる区分により算定した額の合計額とする。</u>				(使用料) 第11条 (略) 2 使用料は、 <u>                    </u> 次の表に掲げる区分により算定した額の合計額とする。 <u>この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u>			
種別	使用料			種別	使用料（1月につき）		
	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）			基本料金	超過料金	
		排除量	金額			排除量	金額（1立法メートルにつき）
一般汚水	1, 152円 80銭	10立方メートルまでの分	11円	一般汚水	10立方メートルまで	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	102円 30銭
		10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	132円			20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	123円 20銭
		20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	158円 40銭			50立法メートルを超え 100立方メートルまでの分	144円 10銭
		50立法メートルを超え 100立方メートルまでの分	184円 80銭			100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	163円 90銭
		100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	209円			200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	184円 80銭
		200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	235円 40銭			500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	206円 80銭
		500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	261円 80銭				

		1,000立方メートルを超え 2,500立方メートルまでの分	290円 40銭
		2,500立方メートルを超える分	319円
公衆浴場汚水 (物価統制令 (昭和21年 勅令第118 号)第4条の 規定に基づき 埼玉県知事が 指定する入浴 料金の統制額 の適用を受け る公衆浴場か ら排出される 汚水をいう。 )	1立方メートルにつき		31円 90銭

3 (略)

4 前2項の規定により算定した使用料の額(第14条第1項本文の規定により2月分の使用料を徴収する場合にあっては、前2項の規定により算定した各月の使用料を合算した額)に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の算定)

第12条 使用料は、隔月の定例日(使用料算定基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。)現在において算定した汚水排除量を、各月均等とみなして算定する。

2 (略)

3 定例日から次の定例日までの中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止したときの使用料は、川口市水道事業給水条例(昭和37年条例第35号)第25条第1項(第1号を除く。)の規定を準用して算定する。

		1,000立方メートルを超え 2,500立方メートルまでの分	228円 80銭
		2,500立方メートルを超える分	253円
公衆浴場汚水 (物価統制令 (昭和21年 勅令第118 号)第4条の 規定に基づき 埼玉県知事が 指定する入浴 料金の統制額 の適用を受け る公衆浴場か ら排出される 汚水をいう。 )	1立方メートルにつき		31円 90銭

3 (略)

(使用料の算定)

第12条 使用料は、隔月の定例日(使用料算定基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。 )現在において算定した汚水排除量を、各月均等とみなして算定する。

2 (略)

3 定例日から次の定例日までの中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止したときの使用料は、川口市水道事業給水条例(昭和37年条例第35号)第25条第1項(第2号を除く。)の規定を準用して算定する。